

## 第90回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成24年9月6日（木）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 木澤 純一委員      2番 佐々木 知俊委員      3番 佐藤 敏行委員      4番 尾坂 宣雄委員  
5番 番原 邦彦委員      6番 森中 喜輝委員      7番 高西 史郎委員      8番 林原 成子委員  
9番 遠藤 泰三委員      10番 伊塚 重己委員      11番 大縄 敬次委員      12番 足立 寛隆委員  
13番 吉澤 一誠委員      14番 小林 秀美委員      15番 仲田祐康委員      16番 松原 幹人委員  
17番 石橋 明広委員      安田 浩委員

欠席委員 なし

事務局 仲田会長    田村事務局長    大許事務局長補佐    宅和主幹    道下主幹

- 日程
- 1 農地法各条申請地現地調査
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議席の決定
  - 4 議事録署名委員の指名
  - 5 議事
    - (1) 農地法各条申請審議等
      - ア 第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
      - イ 第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
      - ウ 第22号 米子市農用地利用集積計画の決定について
  - 6 報告事項
    - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (石橋委員)

現地調査お疲れさまでした。これより第90回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

それでは、議席番号3番の佐藤敏行委員と議席番号4番の尾坂宣雄委員にお願いしたいと思います。また本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第20号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

番号17、18の大崎についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

( 議 長 交 代 ・ ・ 部 会 長 从 木 澤 部 会 長 職 務 代 理 へ )

議 長 ( 木 澤 委 員 )

それでは番号17、大崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 ( 道 下 主 幹 )

番号17の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、義兄の農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は68aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ( 木 澤 委 員 )

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17 番 ( 石 橋 委 員 )

現地に行ってみましたが、現在、ちゃんと耕作してある土地でして、譲受人が義兄の農地831㎡を、贈与により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、贈与するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議 長 ( 木 澤 委 員 )

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

( 異 議 な し の 声 あ り )

議 長 ( 木 澤 委 員 )

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号18、大崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 ( 道 下 主 幹 )

番号18の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、おいの農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は68aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（木澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17 番（石橋委員）

番号18番に関し、現地はよく管理された農地です。譲受人が、甥の農地475㎡、これは2筆になっておりますが、贈与により取得しようとするものです。

譲渡人からの希望により、贈与するもので、許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（木澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

7 番（高西委員）

番号17号と18号は同じ名字の人だけど。

17 番（石橋委員）

関係からいいますと、17番と18番の譲渡人は親子で、17番と18番の譲受人のほうは夫婦です。

6 番（森中委員）

これは、夫婦で分けてあるけれども、両方とも下限面積を満たしているということか

17 番（石橋委員）

はい、そうですね。

議長（木澤委員）

では、異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（ 議 長 交 代 ・ ・ 木澤部会長職務代理から石橋部会長へ ）

議長（石橋委員）

続きまして、5ページの議案第21号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項にお

いて準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号23の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（木澤委員）

23番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で、面積は484㎡です。申請者は、現在市内のアパートで生活しているが、子供ができて手狭なため、また、祖父母、母の世話をしなくてはならず、実家近くの申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接しています。なお、安田委員からも説明があったように、以前は瓦などあった場所ですが、それを現状の更地のようなかっこうにしたものです。安田委員からもよろしく願います、とのことですが

議長（石橋委員）

はい。今日の現地調査の場合は、例外的に新旧の農業委員の編成の前に、安田委員が農地パトロールで摘発されまして、指導中であった農地のため、現地で安田委員に説明をしていただきました。

番号23についての説明で、ご意見、ご質問等がございますか。

6番（森中委員）

ここは、面積が484㎡ということだけど、この面積以外のところに埋め立てしているところがあったんじゃないか。

議長（石橋委員）

申請地の北側のことですか。境港寄りのほうですね。

6番（森中委員）

あれは申請の面積以外のところが余計に埋め立てしてあるんじゃないのか。

1番（木澤委員）

勉強不足で、全体がこの申請地だと思っていましたが。

議長（石橋委員）

事務局、そのへんはどうなっていますか。

事務局（道下主幹）

すみません。分筆前の面積を今、調べます。

議長（石橋委員）

みかんの木が3本、あったところですね。内浜道路沿いから中海に向かって奥ではなくて、内浜道路沿いの境港側に分筆された土地があるんじゃないかということですね。

1番（木澤委員）

あそこは土地全部が申請の484㎡だと思っていたけど。

12番（足立委員）

ここは非常に不法投棄が多かったところで、改善しようとしている土地だとおっしゃったと思いますが

議長（石橋委員）

ちょっと事務局から報告してもらいます。

事務局（大許局長補佐）

面積ですが、484㎡を分筆した残りの面積、現在は996㎡です。（黒板に書き、説明する）

7番（高西委員）

これは1筆じゃないのか。

事務局（道下主幹）

元々は1筆だったものを、分筆して転用するものです。

7番（高西委員）

そういうことは現場で言え。そういうことをきちんと説明してくれ。なんのために事務局がいるんだ

6番（森中委員）

杭がどこかにあったけど場所がはっきりしないな。

7番（高西委員）

杭がしてあることで、人に物を捨てられて困るから、埋立てて、不法投棄させないように、畑にするようなことを安田委員は

言っていたと思うが。

12 番（足立委員）

埋め立てからハウスまで畑として使うということですか。

事務局（田村局長）

ハウスはもっと低いところですよ。

事務局（道下主幹）

言われますように、最初、安田委員から話を聞いたときには、無断で埋立てられていて不法投棄もされていましたが、これでは申請が通らないので、そのゴミを1度撤去して元に戻してもらったら申請を受けますという話はしました。

6 番（森中委員）

方法としての話でなくて、無断埋立てしているだろうということを言ってるんだ。不法投棄があろうとなかろうと、農業委員としては農地を無断で埋立てしたことが問題でしょう。そのことについて地元の農業委員さんはどう理解されてますか。

1 番（木澤委員）

わたしが見た感じは地図通りに埋めてあるとおもいました。

7 番（高西委員）

ちょっと、安田委員にきてもらったほうがいいな。地元委員が地権者に今までみたいなことがないように今後指導してもらおうというようにした方がいい。

6 番（森中委員）

無断埋め立ては違法だから可能性としては黙っていればまた広がるかもしれん。それで本人が無断でしましたが、これ以上はしませんのでよろしくお願いしますって話を農業委員にしてるのかどうかってことを知りたい。

議長（石橋委員）

9 9 6 m<sup>2</sup>の管理を今後どうされるのか、その話し合いが地元委員さんと地権者のあいだであったか、なかったかということですよ。

6 番（森中委員）

今までやった行為に対して委員とどんな話になってるか。

事務局（大許事務局長補佐）

残ったところを管理してもらうように地元委員さんに指導してもらうということで、あの、地上げ事態は米子市農業委員会で地上げによって周りに被害が出る可能性がありますので、届をしてもらうようにしていますが。

6番（森中委員）

今回の申請は家を建てる前に埋め立てをしているだろう。事前にそんなことしていいのか。

事務局（田村局長）

わたしも現地を見に行ったときに、あの場所は以前、沼地があったよう思ったんですが、はっきりとしないですし、安田委員さんに来てもらうよう連絡をしてみます。

6番（森中委員）

安田さんがくるまで保留にしよう。

議長（石橋委員）

はい。では番号23については安田委員さんが来られるまで保留にさせていただきます。

次に、番号24の葭津についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

番号24の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17番（石橋委員）

24番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津にある畑で、面積は350㎡です。申請者は、夫の実家で夫の両親と同居していますが、子供も大きくなり、現在の家では手狭になり、申請者の父の所有の申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する100ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われまますので審議よろしくお願ひします。

議長（木澤委員）

ただいま番号24について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

番号25については、番号23と一緒に安田委員さんが来られてからの審議にいたします。

次に、番号26の葭津についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・石橋部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

番号26の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17番（石橋委員）

26番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、葭津にある畑で、面積は81㎡です。申請者は、本年4月に息子夫婦、車2台所有してありますが、東京から帰ってきたため、自分の車も含め、計3台の駐車スペースが必要となり、申請地に宅地拡張を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（木澤委員）

ただいま番号26について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

(異議なしの声あり)

議長 (木澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。(異議なしと認めます。)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ)

議長 (石橋委員)

続きまして、7ページ、議案第22号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

8ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が9件ございます。それでは、10ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号9-1から番号9-9までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、7筆 13,813㎡、畑に関するものが、31筆 18,359㎡、ございます。

番号9-1は、再設定でございます。

番号9-2は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、841aとなっております。

番号9-3は、再設定でございます。

番号9-4は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、69aとなっております。

番号9-5は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、69aとなっております。

番号9-6は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、69aとなっております。

番号9-7は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、140aとなっております。

番号9-8は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、197aとなっております。

番号 9-9 は、再設定でございます。

以上です。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

14 ページ、(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 7 から番号 8 までの 2 件を受理しています。

続きまして、15 ページ、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 19 から番号 25 までの 7 件を受理しています。

続きまして、17 ページ、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 6 から番号 8 の 3 件を受理しています。

続きまして、19 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号 11 から番号 12 までの 2 件を証明しています。

続きまして、20 ページ、(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、20 ページから 21 ページのとおり 2 件、鳥取地方法務局米子支局ほかに回答しております。

続きまして、22 ページ (6) 農地転用現況確認書の交付について番号 45 から番号 50 の 6 件を交付しております。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議 会議員の事務報告）

議長（石橋委員）

ただいま会長から報告がございました。これについてなにかご意見ご質問ございませんか。

ないようですので、事務局より事務報告おねがいします。

事務局（大許局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（石橋委員）

そうしますと、議案が残っておりますが、3時15分まで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議長（石橋委員）

それでは、農地部会を再開いたします。

議案23の説明からお願いします。

安田委員

この土地は全体に低くて 海岸側のほうが沼地になっております。 沼地の所から農道があります。

6番（森中委員）

一部、埋め立てになっているところ、余分な申請地以上の埋め立てについて、本人さんに指導はしているのでしょうか。

安田委員

なんとか、なにかを植えんといけんって言ったんです。あそこは、西部地震で壊れたところで、散乱してしまって、なにかを植えないと許可が下りない、ということを伝えて3本、木を植えています。

6番（森中委員）

それはその家の事情であって、いいとか、悪いとかの話じゃない。現状を見たときに、そんなふうになっていて、その後の事後処理としては、農業委員さんとしてはどんな考えでおられるかお聞きしたかった。それと、木澤さんとよく話をしておいたほうがいい。

安田委員

また指導をしていきますよ。木澤君と二人で指導していきます。農地として。

7番（高西委員）

転用をしたところ以外を、委員さんがこれからちゃんと見て指導すれば問題ないと思う。

議長（石橋委員）

番号23につきまして、ほかに意見はございませんか。

7番（高西委員）

何回も言うようだけど、1筆か分筆したかも答えられんようじゃだめだ。分筆したなんてことを事務局で説明するように。そうすれば、みんなもよく理解できると思う。

議長（石橋委員）

今回のような複雑な議案では、事務局で十分下調べをするようにお願いするというので。番号23番については適当であるとの意見を付すことといたします。

続きまして、番号25について、地元委員さん、説明お願い致します。

1番（木澤委員）

25番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の田で、面積は1666㎡です。

申請者は、下水道工事を施工するにあたり、資材置場及び現場事務所等を設置するため、申請地の農地の一時転用を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

見ていただいた通り、事前に着工しております。

7番（高西委員）

一時転用だから、返す時は現状維持するのか

1番（木澤委員）

果樹などを植えまして、農地にして戻すということになっているそうです。

安田委員

いいですか。

議長(石橋委員)

はい、どうぞ。

安田委員

今、木澤委員が説明された土地は、畑転換をやっていて畑になっています。事前に内浜道路の狭いところでバスも止めたり、交通整理したりして工事に入らないと間に合わないということで、下水のほうも工事をどうしてもやらせて下さいってきました。

6番(森中委員)

安田委員もよく知っておられると思いますが、公共工事は許可が下りなくても、事前着工できるという話になっております。

ただ、許可有る無しに関わらず、申請はださないといけない。市役所か県のほうから米子市の業者に対して、指導の文書を出しているはずだ。届けが出してあればいいが、出してあったのか。

安田委員

下水道のほうから業者には注意されていますし、届を出してくれって話もしましたが、業者が出さなかったものです。地権者の説明不足もありますけど。

6番(森中委員)

地権者でも、業者でもいいから出せばいいわけだが、出してないのか。届がしてなかったということに問題があるわけだ。

7番(高西委員)

業者が書類を出したなら、その書類をとりに来たときに工期はいつからいつまでか聞かなかったのか。

安田委員

地権者が取りに来たんです。

7番(高西委員)

じゃあ、地権者に聞かなかったのか。

事務局(田村局長)

この件は、農地パトロールで安田委員さんが見つけられて、事務局に地権者の方を呼んで直接話をしたんですが、その時点では業者は来てないです。

7 番（高西委員）

書類取りに来たなら、工期がいつからか聞かなかったのかってことだ。

事務局（田村局長）

聞きましたし、催促も、地権者と業者と下水にしました。

しかし、若干時間がかかってしまいました。

15 番（仲田祐康委員）

安田委員さん、この件ですが、一時転用する前から、埋め立てがしてあったんですか。

安田委員

いや、これは畑転換です。

6 番（森中委員）

最初は水田であったが、埋めて畑にした、ということですか。

安田委員

そうです。はじめは果樹を植えるっていう話でした。

6 番（森中委員）

公共事業の工事については、届が出してあれば事前に着工することが出来るというようなことが書いてある資料を新しい委員さんに配ってあげて。

事務局（大許局長補佐）

はい。わかりました。

6 番（森中委員）

それで、公共事業で一時転用けれども、元に戻すということですね。

安田委員

はい。かならず植えてもらいます。

6 番（森中委員）

仮置きしてあるものをとらずにそのままなんてことにならないですよ。そのことは確認済みですね。

安田委員

確認しました。今、農地部会は木澤君ですので、ちゃんと話をしておきますし、よく道路から見えるところですから。

6番（森中委員）

わかりました。

7番（高西委員）

地権者には委員会で指摘があったことを事務局から文書で出しておいたほうがいい。

事務局（田村局長）

地権者には、事務局に二、三回来てもらって、指導をしていますので。

15番（仲田祐康委員）

これは転用が終わったときに委員会で一度確認に行けばいいんじゃないか。どうせ日にちがきちんと決めてあるのだから。

議長（石橋委員）

終わってからですか。

15番（仲田祐康委員）

元どおりになったかどうか、委員会として現地確認をしましょう。

議長（石橋委員）

では、転用終了後、現地確認を行うということで、番号25につきまして許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

審議事項は以上でございます。

これをもちまして第90回農地部会を終了いたします。

長々とお疲れ様でございました。

閉 会 午後3時45分